

第5回 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会 概要

- 【会議名】 第5回 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会
- 【日時】 令和3年6月4日（金）午後2時～午後2時45分
- 【場所】 石岡市役所 202会議室
- 【出席者】 <部会長> 総務課長
<副部会長> 契約検査課長，教育総務課長
<会員> 駅周辺にぎわい創生課長，行革推進課長，管財課長，
コミュニティ推進課長補佐，農政課長，都市計画課長，
監査委員事務局課長補佐，農業委員会事務局課長，
次長兼庶務議事課長，消防本部総務課長補佐
<事務局> 総務課，契約検査課，教育総務課
- 【議題】 (1) これまでの経過について
(2) 再発防止取組方針（案）に対する第三者の意見について
(3) その他
- 【要旨】 (1) これまでの経過について
○4月22日開催の官製談合再発防止対策本部以降の取組の説明
・第三者の聴取期間の説明
(2) 第三者の視点を反映させた意見について
・意見，指摘事項反映の説明
- 【資料】 別添，会議資料

会 議 資 料

資料 1

再発防止に向けたこれまでの取り組みについて

再発防止に向けた取り組みを時系列に記載しています。

日にち	再発防止対策本部	入札制度改善検討委員会
10/2	・官製談合防止法違反の容疑で職員逮捕	
10/5	・市長訓示（公務員としての自覚・コンプライアンスの徹底）	
10/8		入札制度改善検討委員会 ・入札制度検討委員会幹事会へ調査検討指示
10/14		・指名停止措置（アンテック：24 箇月）
10/23	・10月2日の官製談合防止法違反の容疑で起訴 ・別件が官製談合防止法違反の容疑で再逮捕	
10/23		・予算編成説明会（積算資料，指名業者，予定価格の守秘義務）
10/28	第1回官製談合再発防止対策本部 ・対策本部設置概要 ・調査部会への調査指示	入札制度改善検討委員会 ・入札制度検討委員会幹事会へ調査検討指示
10/30		契約実務研修 ・入庁2～4年目を対象 ・初歩的な積算方法等 ・積算資料，指名業者，予定価格の守秘義務
11/2		入札制度改善検討委員会 ・起工時に単価算出説明書（3社以上の見積書）
11/4	・10月23日逮捕の件が加重収賄の容疑で逮捕	
11/4		入札制度改善検討委員会幹事会 ・随意契約の公表について ・随意契約の運用について ・契約書約款について
11/5	市長訓示（公務員としての正しい倫理・コンプライアンスの徹底）	
11/9		入札制度改善検討委員会 ・随意契約の公表について ・随意契約の運用について ・契約書約款について
11/12	第1回調査部会 ・原因究明方針（案）の決定 ・類似案件等の調査（案）の決定 ・現状の分析（案）の決定	
11/13	・10月23日の官製談合防止法違反・加重収賄の容疑で起訴	
11/30	第2回官製談合再発防止対策本部	

	・調査方法（案）の決定	
12/1～ 12/15	官製談合防止法に係る職員アンケート実施	
12/23		随意契約ガイドライン研修会 ・随意契約の運用の基礎知識と注意点 (係長・主任)
12/24～ 1/27	類似案件等調査（381件）	
1/8		入札制度改善検討委員会 ・随意契約の運用について ・予定価格の公表方法について
1/12 1/14		設計書・仕様書作成研修会
1/20	第2回調査部会 ・再発防止に向けたこれまでの取り組み ・原因究明の分類について ・アンケート結果の分析結果の報告 ・今後の取り組み	
1/20	コンプライアンス研修（課長級以上）	
1/22	初公判	
1/25	第3回官製談合再発防止対策本部 ・原因究明の分類について ・アンケート結果の分析結果について ・今後の取り組み	
1/26	公務員倫理研修（係長級）	
2/1		入札制度改善検討委員会 ・随意契約の運用について ・予定価格の公表方法について
2/17		入札制度改善検討委員会 ・随意契約の運用について ・予定価格の公表方法について
2/18	第2回公判	
2/19	懲戒処分（免職）	
2/22	市長訓示（懲戒処分を受けて改めて訓示）	
2/26	官製談合防止法研修（課長補佐級）	
3/5	第3回調査部会 ・再発防止に向けたこれまでの取り組み ・類似案件調査の分析結果について ・原因究明の分類について ・今後の取り組み	
3/11	第4回官製談合再発防止対策本部 ・再発防止に向けたこれまでの取り組み ・類似案件調査の分析結果について ・原因究明の分類について ・今後の取り組み	入札制度改善検討委員会 ・業者選考案の取扱い ・入札参加業者の業種別名簿の公表 ・指名業者の事前公表 ・指名停止等の罰則の厳罰化
3/22	判決（懲役2年執行猶予4年 追徴金10万円）	
4/8		入札制度改善検討委員会

		<ul style="list-style-type: none"> ・業者選考案の取扱い ・入札参加業者の業種別名簿の公表 ・指名業者の事前公表 ・指名停止等の罰則の厳罰化
4/16	<p>第4回調査部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止に向けたこれまでの取り組み ・入札制度改善検討委員会からの検討結果について ・再発防止取組方針（素案）について 	
4/22	<p>第5回官製談合再発防止対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止に向けたこれまでの取り組み ・入札制度改善検討委員会からの検討結果について ・再発防止取組方針（素案）について ・第三者の視点について 	
5/12～5/21	第三者の意見聴取	
6/4	<p>第5回調査部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止に向けたこれまでの取り組み ・第三者の視点を反映させた官製談合再発防止取組方針（案）について 	
6/7	<p>第6回官製談合再発防止対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止に向けたこれまでの取り組み ・第三者の視点を反映させた官製談合再発防止取組方針（案）について 	

官製談合再発防止取組方針（案）に対する第三者の意見

令和3年4月22日に開催された第5回対策本部後、2名を第三者の視点による意見聴取者とし、令和3年5月12日～21日にかけて、意見を聴取した。意見聴取にあたっては、取組方針全般・構成・入札制度等、幅広い視点から官製談合再発防止取組方針（素案）に対するご意見をいただいた。

また、誤字・脱字、表現方法等のご意見やご指摘については、以下の第三者からの意見一覧には記載していないものの、適宜修正した。

第三者の視点による意見聴取者

No.	機関名	氏名	備考
1	茨城大学名誉教授	小柳 武和	学識経験者
2	弁護士	磯山 貴洋	

第三者からの意見一覧

No.	分野	ページ	意見内容	対応
1	全般	—	「原因究明」「類似案件等の調査」「現状の分析」の調査分析により、再発防止対策を導き出す構成は適切。	—
2	全般	—	関係職員等へのヒアリングにより、入札関係業務に多くの問題点が存在することが明らかになっており、再発防止に向けた改善点が明確になっていることは評価できる。	—
3	全般	—	他自治体の再発防止対策の先進事例を調査し、より効果的な対策を構築できることを期待する。	P21の再発防止取組方針の中で先進事例を取り入れた対策を表記した。
4	全般	—	官製談合が禁止されている理由と罰	P2の概要の用語解説欄に官

			則について記載があった方がよい。厳に禁止されている理由が伝わる。	製談合防止法及び加重収賄の解説を追加した。
5	構成	P2	「事件の概要」は判決内容と重なると思われるので、概要と判決が重複しない工夫が必要。	P2の事件の概要に判決内容を追加した。
6	構成	P3	「事件発覚後の経過」については、各組織や具体的内容の説明もない状態で一覧にしても理解しにくい。資料編に記載してもよい。	P3の事件発覚後の経過について、組織ごとに記載したものをまとめ、分かりやすい表記とした。また、詳細な経過については、資料編に記載した。
7	構成	P6～	「原因究明と再発防止に向けた取組」について、目的と手段のような形で分けているが、まとめた方がわかりやすく、説明が明確になるのではないか。	「原因究明」「類似案件等の調査」「現状の分析」の説明をまとめることにより、わかりやすい表記とした。
8	構成	P11	「6問題点の整理」とあるが、①原因究明②類似案件等の調査③現状の分析をまとめるタイトルにはならないのではないか。	内容に沿った「問題点のグルーピング及び改善策の取りまとめ」にタイトルを変更した。
9	構成	P12～ P20	問題点と改善策の対応関係が分かりにくいと感じた。対応関係を明らかにすると読みやすい。	問題点に対する改善策が表ずれにより対応しておらず、分かりにくくなっていたため、修正した。
10	構成	P12～ P20	「問題点」における数字の表す意味が一見すると分かりにくい。	凡例に解説を加え、わかりやすい表記とした。
11	構成	P21～ P32	「再発防止取組方針」における「主な課題」と「重点的な取組」の関係性が分かりにくい。どの取組が課題を克服するためのものなのかを明確にする方がよい。	素案では、再発防止取組方針の柱をタイトル分けしていたが、再発防止取組方針に包括し重複を避けた。また、箇条書きの課題の後、文章による解説を加え、その取組について表記することにより、課題に対する取組が明確となるよう構成を変更した。
12	構成		文章による説明がある一方で、主な課題として箇条書きで説明しているが、配置を逆にした方が先に大枠をつかんだ上で解説を読むことができるので分かりやすい。	
13	構成	P38	資料の掲載目的が記載されていると	資料については、掲載の目

			参照しやすくなると思われる。	的を表記した。
14	構成	P102	用語解説は注釈（番号等）をつけて記載した方が分かりやすい。また、最後ではなく、適宜入れた方が分かりやすい。	最終ページにまとめて記載していた用語解説を解説が必要な用語のページ下に記載するよう修正した。
15	入札制度	—	情報漏洩あるいは談合に係る指標の一つとされる落札率の分析が必要。落札率や一般入札における入札参加業者数などの指標は、今後、情報漏洩や談合の有無を監視したり、入札制度の改善を検討する際に有効と考える。	P29 に第三者による入札監視組織の立ち上げを記載し、その組織の中で落札率の分析を行う。
16	入札制度	—	入札制度改善検討委員会は部内組織と思われるので、第三者による入札監視に係る委員会を設置し、毎年度ごとに入札結果をチェックする仕組みを構築することを望む。	